

筑西市立上野小学校 いじめ防止基本方針

筑西市立上野小学校

1 目 的

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条より抜粋）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の基本理念（「いじめ防止対策推進法」第3条より抜粋）

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に取り組む。

4 いじめに対する基本姿勢

- (1) 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- (2) どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。
- (3) いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- (4) 「観衆」として、いじめをはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在に注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

5 基本的な取組

- (1) 安心して生活できる基盤づくり
 - ① いじめは絶対に許さないという毅然とした態度を示す。
 - ・「いじめは絶対に許さない」という思いをしっかりともち、それを児童、保護者の前で伝える。

- ・いじめる子や、いじめを見てもそれをはやしたてる「観衆」はもとより、見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめる子同様、許されないとの認識を持たせる。
- ・全校集会、学級活動などで繰り返し呼びかける。
- ② 学級が安心して生活できる場であるような学級づくりを行う。
 - ・担任は、一人一人に愛情を持って接する。
 - ・教師と児童及び児童相互の対話や、人間的なふれあいを大切にする。
 - ・教師や友人に何でも相談できるような信頼関係を築く。
- ③ 一人一人を大切にした授業を行う。
 - ・安心して間違いが言える温かい雰囲気をつくる。
 - ・一人一人の思いや考えをよく受け止め、それを育てる手立てを講じる。
 - ・励ましたり、協力したりして、学び合いができるような場を設定するなど、好ましい人間関係が築けるよう配慮する。
 - ・読書活動や対話・創作・表現活動等を通して児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育む。
- ④ 道徳の時間の指導を充実する。
 - ・道徳の時間を充実させ、社会性や規範意識、正義感や思いやりの心、命の大切さ、そして生きることのすばらしさなどを育む教育を行う。
 - ・豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。
 - ・児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方を研究する。
 - ・道徳教育ヒント集、私たちの道徳、自作教材の活用を図る。
 - ・具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成と改善を図る。
- ⑤ 特別活動の指導を充実する。
 - ・ボランティア活動や勤労体験活動などを通して、思いやりの心をもち、人のために働くことのすばらしさを体感させる。
 - ・元気なあいさつの推進（校内あいさつ運動）する。
 - ・無言清掃やボランティア活動の推進を図る。
 - ・児童が主役で進める学校行事の展開を図る。
- ⑥ 家庭との連携を深める。
 - ・日頃から保護者や家庭の思いを理解し、誠意をもって接する。
 - ・家庭においても「いじめをしない、させない、許さない」という基本的な考えの重要性を理解してもらう。
 - ・家族の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話やふれあいの時間を多くとることが大切であることを理解してもらう。

(2) 未然防止のために

【未然防止の方針】

- ① いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（心の居場所のある学校、学級）に努める。
- ② 授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける、活躍できる場をつくりだす。
- ③ 日頃の学級経営の中で、児童の自尊感情や自己肯定感を育てていく。

【未然防止のために】

- | |
|--|
| <p>ア 現状を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等から把握し、課題を見つける。</p> <p>イ 課題をどう変えたいという目標（１年後・半年後・学期の終了時）を設定する。</p> <p>ウ 目標を達成するための具体的な計画を作成する。</p> |
|--|

- | |
|---------------------------------------|
| エ 実施計画に沿って、一連の取組を確実に実施する。 |
| オ 一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、「ア～エ」の適否を検証する。 |
| カ 検証の結果から導かれた新たな課題を「ア」とし再び「イ～オ」を実施する。 |

未然防止は、今、起きている事象と比べ、起きていない事象の場合、危機感を実感しにくい。また、起きていない事象への取組の場合、成果を実感しにくい。そのため、管理職による教職員への意識啓発が求められる。

(3) 早期発見のために

- ① 「いじめは誰にでも起こり得る」という認識に立って観察を行う。
 - ・「いじめは誰にでも起こり得る」そうした危機意識を持ち、教師間及び各種相談員等との連携を密にする。
 - ・顔色などの表情の変化等、児童が発する小さなサインを見逃さない。
 - ・いじめ防止等対策委員会での情報交換（学期1回）を行う。
- ② 児童と積極的に触れあう。
 - ・積極的に児童と遊び、集団の中での人間関係、全体の輪に入り込めない児童の観察に役立てる。
 - ・日記指導や給食指導の際、児童とともに働く。
- ③ 教育相談体制を整える。
 - ・児童や保護者に悩み事があった際、どの職員にでも相談できるような体制をつくる。
 - ・定期的なアンケート調査（学期1回、各学級）を行う。
 - ・チェックリストの活用（学期1回、各学級）をする。
 - ・定期相談〔教育相談（6月）、個別面談（11月）〕やチャンス相談を実施する。
- ④ 開かれた学校づくりを通して情報交換を行う。
 - ・家庭での小さな変化も気軽に話し合える保護者との信頼関係を築く。
 - ・幼保小中の連携を深め、気になる児童の把握が早期にできるような体制をつくる。
- ⑤ 関係機関との連携を図る。

市教育委員会	市家庭児童相談員	民生委員・主任児童員
市要保護児童対策地域協議会	筑西児童相談所	筑西警察署生活安全課
- ⑥ 教職員の資質向上（職員研修）に努める。
 - ・いじめ関係の生徒指導リーフによる研修
 - ・定期的な個別児童の情報交換会の実施
- ⑦ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ・情報モラルに関する研修会（児童向け、保護者向け）
 - ・法務局又は地方法務局への協力要請（発信者情報等）

6 いじめ防止等対策委員会及びいじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等対策委員会を組織する。

(1) いじめ防止等対策委員会

- ① 本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭で構成する。
- ② 本委員会は、学期1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

(2) いじめ問題対策連絡協議会

- ① 本協議会の構成員は、下記の通りである。

学校（校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，特別支援教育コーディネーター，養護教諭），PTA会長，学年委員長の代表（2年，4年，6年），学校評議員で構成する。

② 本協議会は，年間1回定期的に開催するほか，必要に応じて適宜開催する。

7 いじめ事案への対応

(1) 連絡体制の整備

① いじめの情報を察知したら，速やかに連絡する。

- ・いじめ問題を察知したら，生徒指導主事等を経由し，校長，教頭に伝え，即座に対応する。
- ・事実確認は速やかに，しかも慎重に行う。
- ・全職員で協力連携し，対応する。

② 関係機関に連絡する。

- ・教育委員会に連絡するとともに，必要に応じ，教育研修センターや児童相談所，教育相談室，警察，青少年相談員，主任児童委員等の関係機関にも連絡し，連携しながらいじめ問題の解決にあたる。

(2) いじめを受けた児童への対応

① いじめられている児童の立場に立った親身な対応をする。

- ・いじめを受けている児童や親の悩みを親身になって聞き，心の声を受け止める。
- ・担任以外の教師及びスクールカウンセラーや各種相談員にも相談できることを知らせる。
- ・家庭訪問を行い，様子を随時知らせるとともに，保護者との連携を図る。

② 情報を提供した児童を守るための手立てを講じる。

- ・いじめを受けている児童や情報を提供してくれた児童を徹底して守り通すことを，教職員が言葉と態度で示す。
- ・情報を提供した児童や本人がさらなるいじめの対象とならないようにするために，いじめの発見者は原則として教師とする。そのために，教師が連携を図り，現場を押さえ指導する。

(3) いじめをしている児童への指導

① いじめを行うことは絶対に許されないということを心から訴える。

- ・いじめを行っている児童に対しては，いじめた原因や本人の考えを親身になって聞いた上で，いじめは人間として絶対に許されない行為であることを指導する。
- ・いじめを行っている児童の保護者とも話し合い，いじめられている児童の苦痛を理解してもらい，今後の再発防止に協力連携を図る。
- ・教職員全体が組織的に関わり，複数の教員が計画的・継続的に指導する。

② 毅然とした対応をとる。

- ・いじめの状態が一定限度を超える場合は，いじめられる児童をまもるため，いじめる児童に対し，学習場所の変更や出席停止の措置を講じたり，警察等適切な関係機関の協力を求める。
- ・暴行や恐喝など犯罪行為に当たる場合は，警察との連携を積極的に図る。

(4) 観衆や傍観者への対応

- ・いじめをはやしたてたりする児童はもちろんのこと，傍観者の児童もいじめている児童同様，許されないことを理解させる。

- ・道徳の時間や学級活動，朝の会，帰りの会で取り上げ指導する。
- ・必要に応じて，全校集会や保護者会を行う。

(5) ネットいじめへの対応

① 掲示板等の誹謗・中傷等への対応

- ・書き込みがあった場合，その内容を確認する。その際，書き込みのあった掲示板等へのURLを控えるとともに，書き込みの内容を印刷し保存する。
- ・掲示板の管理者に削除依頼のメールを送信する。依頼しても削除されない場合は，プロバイダへ削除を依頼する。

② 児童が被害者や加害者にならないように指導する。

- ・掲示板等への誹謗・中傷の書き込みを行うことは，いじめであり，決して許されない行為であることを指導する。
- ・情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

③ ラインやチェーンメールへの対応

- ・ラインを正しく活用し，誹謗・中傷する内容が含まれるものを転送した場合，「ネットのいじめ」になることを伝える。
- ・チェーンメールを転送すると，受け取った人は迷惑し，友人関係も損ねる可能性もあるので，絶対に転送しないこと，また，チェーンメールに誹謗・中傷する内容が含まれるものを転送した場合，「ネットのいじめ」の加害者になることを伝える。

④ 保護者への啓発

- ・保護者会などの機会を捉えて「ネット上のいじめ」の実態や，家庭での取組の重要性について呼びかける。
- ・保護者の責任で携帯電話等を持たせる場合，フィルタリングの必要性や義務化について知らせる。

8 重大事態への対処

- (1) いじめにより児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〈(1)の場合〉

- ① 速やかに教育委員会に連絡し，教育委員会の指導により適切に対処する。
- ② いじめにより生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに所轄警察署に通報し，適切な援助を求める。

〈(1)・(2)の場合〉

- ① 事実関係を明確にするための調査（質問票，聴き取り調査）を実施する。
- ② いじめ防止等対策委員会を開催する。
- ③ いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- ④ 懲戒，出席停止制度を適切に運用する。
- ⑤ 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- ⑥ いじめ防止等対策委員会の継続事案とし，見守り体制を構築する。

9 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

いじめ防止に対する実効性の高い取組を実施するために，基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。